

第1編 総 規

○北上地区広域行政組合格約

昭和 63 年 2 月 22 日

岩手県指令地方第 1527 号

改正 平成 3 年 4 月 1 日岩手県指令地方 第 1 号 平成 4 年 4 月 1 日岩手県指令地方 第 1611 号
平成 8 年 3 月 28 日岩手県指令地方 第 1816 号 平成 11 年 3 月 30 日岩手県指令市町村第 1898 号
平成 17 年 12 月 22 日岩手県指令市町村第 932 号 平成 19 年 3 月 15 日岩手県指令市町村第 1115 号

北上花巻衛生処理組合格約(昭和35年岩手県指令35地第642号)の全部を改正する。

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、北上地区広域行政組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、北上市、花巻市及び西和賀町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(平17岩手県指令市町村932・全改)

(共同処理する事務及び区域)

第 3 条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町の区域に係る同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定によるし尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	北上市、花巻市（平成 17 年 12 月 31 日における花巻市及び東和町の区域に限る。） 、西和賀町
墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）の規定による火葬場の設置、管理及び運営に関する事務	北上市、花巻市（平成 17 年 12 月 31 日における花巻市の区域に限る。）

(平 17 岩手県指令市町村 932・全改)

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、北上市成田 2 3 地割 5 5 番地 1 に置く。

(平4岩手県指令地方1611・平8岩手県指令地方1816・平11岩手県指令市町村1898・一部改正)

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12 人とし、次の区分により関係市町の議会において、議員のうちから選挙する。

北上市 5 人

花巻市 5 人

西和賀町 2 人

(平3岩手県指令地方1・平17岩手県指令市町村932・一部改正)

(組合議員の任期等)

第 6 条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

2 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(平17岩手県指令市町村932・一部改正)

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(欠員の報告)

第8条 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったとき、又は死亡したときは、当該関係市町の長は、遅滞なくこれを組合管理者(以下「管理者」という。)に報告しなければならない。

(平17岩手県指令市町村932・一部改正)

(補欠選挙)

第9条 組合議員に欠員を生じたときは、その欠員の組合議員の属していた関係市町の議会において補欠選挙を行わなければならない。

(平17岩手県指令市町村932・一部改正)

(選挙の通知)

第10条 組合議員の選挙を行うべき事由が生じたときは、管理者は、関係市町の長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた関係市町の長は、当該関係市町の議会の議長にその旨を通知しなければならない。

(平17岩手県指令市町村932・一部改正)

(当選の通知及び当選人の報告)

第11条 関係市町の議会において組合議員の選挙が終わったときは、当該議会の議長は、直ちに当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

(平17岩手県指令市町村932・一部改正)

(特別議決)

第12条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席組合議員の過半数でこれを決する。

(平17岩手県指令市町村932・一部改正)

(管理者)

第13条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、北上市長の職にある者をもって充てる。

(副管理者)

第14条 組合に副管理者を置く。

2 副管理者は、北上市長を除く関係市町の長及び北上市副市長の職にある者をもって充てる。

(平17岩手県指令市町村932・平19岩手県指令市町村1115・一部改正)

第15条 削除

(平19岩手県指令市町村1115・一部改正)

(監査委員)

第16条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年と

し、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、非常勤とする。

(平3岩手県指令地方1・旧第18条繰上・平4岩手県指令地方1611・一部改正)

(補助職員)

第17条 組合に職員を置く。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(平3岩手県指令地方1・旧第19条繰上・平19岩手県指令市町村1115・一部改正)

(経費の支弁方法)

第18条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町に分賦金
- (2) 国県支出金
- (3) 使用料、手数料及びその他の収入

(平3岩手県指令地方1・旧第20条繰上・平17岩手県指令市町村932・一部改正)

(分賦金)

第19条 前条第1号の分賦金の割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) し尿処理施設の管理及び運営に要する経費については、100分の15を均等割、100分の85を利用割とする。
 - (2) 火葬場の管理及び運営に要する経費については、100分の25を均等割、100分の75を人口割(以下第3条の表右欄に掲げる市町の区域に限る。以下同じ。)とする。
 - (3) 施設の建設及び地方債の元利償還に要する経費については、人口割とする。
 - (4) 前各号に規定する経費以外の経費については、第1号及び第2号により算出した分賦金の合計額に占める関係市町に分賦割合で算出した額とする。
- 2 前項第1号に規定する利用割の基準となるべき数値は、前々年度の利用実績によるものとし、同項第2号及び第3号に規定する人口割の基準となるべき人口は、最近の国勢調査による人口とする。

(平3岩手県指令地方1・追加、平4岩手県指令地方1611・平11岩手県指令市町村1898・平17岩手県指令市町村932・一部改正)

(補足)

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

(平3岩手県指令地方1・旧第22条繰上)

附 則

- 1 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 組合は、昭和63年3月31日をもって解散する和賀中部行政事務組合及びしみず斎園事務組合(昭和41年6月30日岩手県指令41地第595号)の事務並びに北上地区消防等組合(昭和49年4月1日岩手県指令地第2号)の事務のうち伝染病隔離病舎の設置、管理及び運営に関する事務を承継する。

附 則(平成3年岩手県指令地方第1号)

- 1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北上地区広域行政組合格約(以下「改正後の規約」という。)第5条の規定の適用については、平成3年度に限り、同条中「、15人」とあるのは「、25人」と、「5人」とあるのは、「15人」とする。
- 3 改正後の規約第19条第1号から第3号の規定の適用については、平成3年度に限り、改正前の北上地区広域行政組合格約第21条第1号及び第3号の規定によ

り算出した旧北上市、旧和賀町及び旧江釣子村の分賦金を合算した額を北上市の分賦金とする。

附 則（平成 4 年岩手県指令地方第 1611 号）

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年岩手県指令地方第 1816 号）

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年岩手県指令市町村第 1898 号）

1 この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の北上地区広域行政組合格約（以下「改正前の規約」という。）第 3 条に規定する伝染病隔離病舎の管理、運営及び財産の処分に伴う清算については、改正前の規約第 19 条第 1 項第 2 号の規定を準用する。

附 則（平成 17 年岩手県指令市町村第 932 号）

1 この規約は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条の規定の適用について、平成 17 年度に限り、同条中「12 人」とあるのは「15 人」と、「花巻市 5 人」とあるのは「花巻市 6 人」と、「西和賀町 2 人」とあるのは「西和賀町 4 人」とする。

3 改正後の第 19 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、均等割については、この規約の施行の日から平成 19 年度までの間に限り、北上市にあっては負担割合に 5 分の 1 を乗じて得た割合とし、花巻市及び西和賀町にあっては、それぞれ負担割合に 5 分の 2 を乗じて得た割合とする。

附則（平成 19 年岩手県指令市町村第 1115 号）

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

○北上地区広域行政組合経費の分賦金納入方法等規則

昭和 63 年 4 月 1 日

規 則 第 1 号

改正 平成 3 年 4 月 1 日規則第 1 号
(題名改称)

平成 17 年 11 月 1 日規則第 1 号

北上花巻衛生処理組合経費の分賦金納入方法等に関する規則（昭和 55 年規則第 1 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北上地区広域行政組合格約（昭和 63 年岩手県指令地方第 1527 号。以下「規約」という。）第 20 条の規定に基づき、規約第 19 条第 1 項に規定する関係市町に分賦すべき経費（以下「分賦金」という。）の納入方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 3 規則 1・平 17 規則 1・一部改正)

(分賦金の納入方法等)

第 2 条 分賦金は、当該年度分を 6 期に分割して納入するものとし、その納入期限は次のとおりとする。

第 1 期 4 月 15 日まで

第 2 期 7 月 15 日まで

- 第3期 9月16日まで
第4期 11月15日まで
第5期 1月16日まで
第6期 3月15日まで

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、財政状況を勘案し同項に規定する期間内において別に納入期限を定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第1号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

○北上地区広域行政組合公告式条例

昭和63年4月1日

条 例 第 1 号

改正 平成3年4月1日条例第1号

平成12年2月8日条例第1号

北上花巻衛生処理組合公告式条例（昭和35年条例第1号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、北上地区広域行政組合事務所前の掲示場に掲示して行う。

（平12条例1・一部改正）

（規則の公布）

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

（機関の定める規則等の公表）

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と、「管理者印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（平3条例1・一部改正）

(施行期日の特例)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年条例第1号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○北上地区広域行政組合の休日に関する条例

平成2年4月27日

条 例 第 1 号

改正 平成5年2月26日条例第1号

(組合の休日)

第1条 次に掲げる日は、北上地区広域行政組合(以下「組合」という。)の休日とし、組合の機関の執行は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平5条例1・一部改正)

(期限の特例)

第2条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成2年5月6日から施行する。

附 則 (平成5年条例第1号)

この条例は、平成5年3月7日から施行する。